

○名古屋市債権管理条例

平成23年4月28日

条例第16号

改正 平成27年条例第61号

令和3年条例第58号

注 令和3年12月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、債権（金銭の給付を目的とする市の権利をいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平を確保することを目的とする。

(他の法令等との関係)

第2条 市が行うべき債権の管理に関する事務は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第3条 市長等（市長及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条にいう管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の定めるところにより、債権を適正に管理しなければならない。

(管理台帳の整備)

第4条 市長等は、債権を適正に管理するため、次に掲げる事項を記載した管理台帳を整備しなければならない。ただし、債権の管理上、市長等が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 債権の種類、金額及び履行期限
- (2) 債務者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (3) 債務の履行の履歴
- (4) その他市長等が必要と認める事項

(令3条例58・一部改正)

(督促)

第5条 市長等は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の督促は、書面により行うものとする。

3 第1項の規定に基づき指定する期限は、督促に係る書面を発した日から起算して20日

を経過する日までの日とする。

(履行期限の繰上げ)

第6条 市長等は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じた場合は、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、次条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(履行延期の特約)

第7条 市長等は、債権のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権（以下「強制徴収債権」という。）以外の債権（以下「非強制徴収債権」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力の状態にあると認められるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(徴収猶予)

第7条の2 市長等は、強制徴収債権について、法令の規定に基づきその徴収を猶予することができる。

2 地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権の徴収の猶予については、市税の例による。

(滞納処分)

第8条 市長等は、強制徴収債権について、第5条第1項の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、法令の規定に基づき滞納処分を行わなければならない。

(換価の猶予)

第8条の2 市長等は、強制徴収債権について、法令の規定に基づき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権の換価の猶予については、市税の例による。

(強制執行等)

第9条 市長等は、非強制徴収債権について、第5条第1項の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第7条第1項の規定により履行期限を延長する場合又は第11条の措置をとる場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(債権の申出等)

第10条 市長等は、非強制徴収債権について、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続その他必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第11条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難

又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(放棄)

第12条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。
- (2) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (3) 債務者が無資力の状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (4) 前条の措置をとった日から相当の期間を経過してもなお引き続き当該措置を継続しているとき。
- (5) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合であつて、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

2 税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和39年名古屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(名古屋市農業共済事業条例の一部改正)

- 3 名古屋市農業共済事業条例（昭和49年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年条例第61号）抄

（施行期日等）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第58号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。